

一般社団法人 ACT japan

会費等に関する規定

(目的)

第1条

この規定は、定款第9条に定める正会員又は賛助会員が支払う会費の支払義務に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人 ACT japan（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条

定款第9条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 この法人の趣旨・目的に賛同する個人、法人
 - ア 法人会員 年額 150,000 円
 - イ 個人会員 会費は徴収しない
 - (2) 企業会員 年額 100,000 円
 - (3) アカデミア個人会員 会費は徴収しない
- 2 事業年度の途中で入会した正会員又は準会員の会費は、年額の全額とする。
 - 3 会費の年会費の有効期限は、入会承認日の後最初に訪れる当法人の事業年度の最終日までとする。
 - 4 入会金については、これを徴収しない。

(会費等の納入)

第3条

この法人に入会した正会員又は、賛助会員の事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として毎年7月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員又は賛助会員から納入された会費については、直ちに会費台帳(別紙)に記載し、その経過を明らかにしなければならない。
- 4 会費納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

(改廃)

第4条

この規定の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(補足)

第6条

この規定に定めるもののほか、会費等に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規定は令和4年6月6日より施行する。